

第 41 回経営委員会議事概要

1. 日 時：2020 年 4 月 27 日（月）16:20～18:00

2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 会議室

3. 出席委員等：・平野委員長 ・新井委員長代理 ・岩村委員 ・加藤委員 ・古賀委員
・小宮山委員 ・中村委員 ・根本委員 ・堀江委員
・宮園理事長

※岩村委員、加藤委員、古賀委員、小宮山委員、中村委員及び根本委員は Web 会議システムにより出席

4. 議事概要

議題に入る前に 6 月 30 日までの任期で高橋前理事長に顧問を委嘱したことについて、理事長から報告があった。

また、GPIF における新型コロナウイルスに係る組織の対応状況について、執行部及び理事から報告があった。

【議決事項】

「年金積立金の運用評価について（2）」

第 4 期中期目標/計画期間より年金積立金の運用評価は以下のとおり行うことについて、議決を行い、出席した 10 名の全委員の賛成により承認された。

- ・第 4 期中期目標/計画期間より、運用実績における収益率計算において、計算方法である時間加重収益率を用い、複合ベンチマークとの比較や超過リターンの要因分析を行うこととする。
- ・第 4 期中期目標/計画期間より、全ての資産において評価ベンチマークと政策ベンチマークを一致させる。

質疑等はなかった。

【報告事項】

(2)「2019 年度業務概況書（対応の方向性）」

2019 年度業務概況書の作成に向けた作業に着手しており、基本的には例年どおりの構成となること、次々回の経営委員会で全体案を提示することについて、執行部から報告があった。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員長 業務概況書については、経営委員会の発足以降、内容が充実してきており、今

回も記述を追加するとのことだが、ページ数の制限はあるのか。

執行部 去年の業務概況書から 10 ページ程度増えるという前提で、予算を組んだり、印刷のスケジュールを組んだりしている。基本ポートフォリオなどの記述を充実させることを考えているが、原案から大幅に増やす場合には事前に連絡をいただきたい。

委員長 コラムなどについては業務概況書を公表した後に、追加的に公表するという考え方もあるのか。

執行部 それはあり得ると思う。

委員長 スクラップする余地はないのか。

執行部 例えば基本ポートフォリオの定期検証については、去年は実施していないので、そのページを削ることができるが、そのかわりに基本ポートフォリオの策定のページができるため、結果として若干増えることになる。スクラップできるところはスクラップできないかという観点から、きちんと検証していきたい。

委員A 中期計画が終わったが、その 5 年間の振り返りはどのように記載するのか。

執行部 5 年間の振り返って、例えば運用状況がどうだったのかななどを、コラムのような形で入れていこうと考えている。

委員B 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、国民の年金積立金に関する不安、関心は極めて大きくなっている。そのため、これまで以上に年金積立金の役割、長期運用の意義、リスク管理などについて、国民に対する深掘りした説明が必要ではないかと思う。

執行部 足元の状況をどこまで書けるのかについては、これから検討しなければならないと思っている。リスク管理のところで書く部分もあるし、長期運用のメッセージや冒頭のメッセージで書くという考え方もあると思う。ただし、業務概況書だけで書き切れるものではないと思っているので、一旦執行部で引き取った上で検討し、素案を提示して、皆様から御意見をいただきたいと思っている。

(3)「運用リスク管理状況等の報告」

(4)「業務執行状況報告書（2019 年度第 4 四半期）」

理事長、理事及び執行部から報告があった。

(1)「監査委員会活動報告（2019 年度第 4 四半期）」

コンプライアンス案件への対応を行ったこと、経営委員への業務監査ヒアリングを踏まえて経営委員会の運営改善に向けて取りまとめを行ったこと、契約審査会に 7 回出席して契約は適正に実施されていると考えていることについて、委員から報告があった。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員C 基本ポートフォリオの検証については、従来の定期検証から随時検証になった

が、非常に不確定な現在のような環境の中で、大型倒産のようなイベントリスクも起こるかもしれない。国民の皆さんに安心していただけるように、何らかの形の体系的な検証プロセスの仕組みを考えていったほうがいいのではないかと思います。

委員D 広報について、開示情報を充実することも重要だが、影響力の大きい方に、こちらから積極的に理解を深めてもらうということについては、どう考えているのか。

執行部 5月以降の経営委員会で報告しようと思っていたが、影響力の大きい方にどうやってアプローチをしていくのかは課題であると思っている。経営委員の皆様や広報支援業者にもアドバイスをもらいながら、工夫をしていきたい。

委員長 広報については、改めて話を聞ける機会があるとのこと。そこに、影響力のある方へのアプローチ方法について議論の対象として盛り込んでもらいたい。

理事長 御提示いただいた課題については、経営委員会において私から詳細報告を行って、できるだけ経営委員会との意思疎通を図っていきたいと思っている。経営委員会のほうからも特に基本ポートとの整合性のチェックを中心に御意見、御所見を賜れば大変ありがたい。

(5)「内部統制に関する対応状況について」

監査委員から指摘のあった内部統制に関する事項のうち、一定の整理ができた事項の具体的な対応方針等について、執行部から報告があった。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員A 内部統制に関する事項の具体的な対応として、ある条件下における職員の内部統制上の調査は第三者専門家が行うとの提案があったが、これは、現在のスタッフィングを前提に考えられているのではないか。今中期計画において法務機能の強化することになっているので、法務の専門家が対応するといったような措置も検討の余地があるのではないか。

匿名による外部通報の取扱いについて、規程の目的に照らして考えると、通報内容が不正、不適切な行為の存在を指摘するものであれば、その真偽にかかわらず正式な調査手続に乗せて判断すべきではないか。

執行部 リーガルを強化して対応すべきではないかという御意見については、方向性としてはそのとおりであると思うが、現実問題として、これまで体制強化できていないという状況でもあるので、現時点での対応という前提で御報告した。この点は、引き続き検討課題としたい。

匿名の通報の取扱いについては、不正等の具体的な内容を指摘する通報を処理しないなどとは全く考えていないので、きちんと線引きをしていきたい。具体的な方法については、引き続き検討していきたい。

委員E 先程の委員の意見とほぼ重なるが、職員の調査者を第三者にするということに

は違和感がある。あくまでも参考にするために外部の第三者に意見を聞くということなので、調査者が内部にいて、その調査者が第三者の意見を聞きながら客観性を持たせるというのが普通ではないのかと思う。

外部通報の取扱いについては、執行部の説明はそのとおりであると思うが、どうしても判断が恣意的にならないかというリスクがあり、どういう基準にするのか、よく慎重に検討したほうがいいのではないか。例えば、誰が判断するのかという判断者の問題もあるので、その辺も含めてどういう仕組みにするのか総合的に検討する必要がある。

これらの問題だけを取り出して議論しても、結論はでないと思うので、全体的にどこがどういうふうの問題なのか、それについてどういうふうに全体として整理していくのかということを、腰を据えて議論していくことが必要ではないか。

委員F 現在の役職員の通報窓口は、企画課や顧問弁護士になっているが、役員に関するコンプライアンスの通報については、例えば経営委員会の事務局に窓口を設けるというように分けてはどうかと思う。民間企業では、執行役に関する内部通報であれば、取締役会室が窓口になっているので、そのような点についても、第三者性を入れてはどうかと思う。

外部通報の仕分けの問題については、実務上、ある程度仕分けしなければいけないと思うが、例えば四半期ごと、半期ごとに監査委員会にその結果を報告するというスキームを設けることでチェックをかけることにしてはどうかと思う。

理事 法務の体制がつくれないというのは、GPIF の長年の課題であると思っている。現在の体制の中で何ができるのかということを執行部で知恵を絞って、本日は御報告しているが、これだけを取り出して急いで決めるよりは、体制も含めてきちんと組み立ててほしいという御指摘をいただいたので、すぐできること、できないことはあるが、役員の中でもよく相談をして、対応を考えたい。

委員E 通報の窓口をどうするかについても、今は顧問弁護士と企画課に限定されているが、本当にそれでいいのかという問題がある。通報の対象者によって窓口を変えとか、検討が必要な点があるので、そういった点も含めて今後検討してほしい。

(6)「コンプライアンスについて」

理事長から報告があった。

以上